

議案第5号

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例（平成20年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表 2貸切りでない場合の利用料金の部中

プール及びトレーニング室	プール及びトレーニング室（いずれもランニングコースを含む。）
多目的競技場（アーチェリー利用）及びランニングコース	多目的競技場（アーチェリー利用）

に改める。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（提案理由）

墨田区総合体育館の施設の利用状況を踏まえ、ランニングコースの個人利用に係る施設区分を改める必要がある。